

平成27年度
秋季全九州学生ジムカーナ大会
特別規則書

主催

全日本学生自動車連盟九州支部

本競技会は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、遵法精神および交通徳の育成、安全運転の習得、そして加盟校相互の親睦を目的として開催される。よって、事故はもちろん、いかなる規則違反も許されない。

第1条：競技会と規則について

第1項：競技会と規則の位置づけ

本競技会は社団法人日本自動車連盟(JAF)の承認のもとに、FIAの国際スポーツ法典、ならびにそれに準拠したJAFの国内競技規則および本特別規則書に基づき、クローズド競技として開催される。

また、本競技会は全九州学生チャンピオンシリーズ規則書および全九州大学対抗チャンピオンシリーズ規則書の内容に基づいて開催される。

なお、本特別規則書に記載されていない競技運営上の細則および参加者に対する指示事項は、公式通知によって示される。

第2項：規則の違反

本規則に対する違反の処罰宣告は大会審査委員会が行い、訓戒・罰金・タイムの加算・失格などがその違反の軽重に応じて適用される。タイムの加算は順位判定のタイムに5秒以上が加算される。

第3項：規則の解釈

本規則、競技会に関係する諸規則、及び公式通知の解釈は、大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

第2条：競技会の概要

第1項：競技会の名称

平成27年度 秋季全九州学生ジムカーナ大会

第2項：競技種目

4輪自動車によるタイムトライアル（ジムカーナ競技）

第3項：主催者

全日本学生自動車連盟九州支部

第4項：開催日程

平成27年10月11日（日）

第5項：開催場所

福岡県福津市渡 641 恋の浦ガーデン内 SPEED PARK 恋の浦

第6項：大会事務局

〒819-0387 福岡県福岡市西区富士見 3-20-20

ラフィナーネプロムナード VI 102 号室

伊藤 慶

TEL：080-1535-2149

E-mail：ito@ajsaa-kyushu.org

第3条：競技大会役員

第1項：大会役員構成

大会会長 柴田 千代治（全日本学生自動車連盟九州支部支部長代行）

審査委員長 上田 克行（全日本学生自動車連盟九州支部理事）

組織委員長 山田 拓也（九州大学自動車部）

競技長 山田 拓也（九州大学自動車部）

コース委員長 伊藤 慶（九州大学自動車部）

計時委員長 近藤 員章（九州工業大学自動車部）

技術委員長 服部 航（九州大学自動車部）

救急委員長 今門 利和（九州工業大学自動車部）

事務局長 伊藤 慶（九州大学自動車部）

第2項：権限

1. 大会会長は、大会に関する一切の責任と権限を有する。また、必要に応じて顧問を委任することができる。
2. 組織委員長は、運営に関する一切の責任と権限を有する。
3. 競技長は、競技に関する一切の責任と権限を有する。

第4条：参加受付及び参加料

第1項：参加受付期間

平成27年9月29日(火) 必着

やむなく遅れる場合は、その理由を事前に大会事務局まで伝えること。

ただし、当支部が原因による場合、またはやむをえない場合を除き、ペナルティを課す、参加を認めないといった処置をとる場合があるので、締切りは厳守すること。

なお、申込みに際しては、普通郵便又は速達を使用すること。

第2項：参加申込受理・参加拒否

1. オーガナイザーは参加申込みに対し、理由を示すことなくその受理を拒否できる。この際、参加料等は返却するが、事務手数料 1000 円を差し引く。
2. 参加受理后、参加料は一切返還しない。ただし、競技会の中止及び延期等の際は例外とする。
3. 参加受理書は発行しない。

第3項：参加申込み場所

大会事務局と同一とする。

第4項：参加申込提出書類及び提出物

参加申込みは、以下の書類を主催者へ郵送、あるいは持参すること、及び参加料の支払いによって行う。

1. 参加申込書
2. 車両申告書
3. 誓約書
4. オフィシャル登録用紙
5. 団体戦に関する嘆願書（SC 車両で参加の場合は必要なし）
6. 共済加入状況一覧表（OB 等のオープン参加者も含む）
7. 『JMRC 共済会（特別会員）入会申込書』の上半分（大会当日の入会を希望する者のみ、OB 等のオープン参加者も含む）

第5項：参加料

団体 1 チーム 24,000 円

個人 1 人 8,000 円

参加料は、期日までに下記口座に振り込むこと。この際、振込名義を個人名ではなく、大学名とすること（ただし、オープンクラス及びシニアクラスに参加の OB 等の一般の選手は、個人名義での振り込みとする）。

また、JMRC 共済に当日入会を希望する者がいる場合は、その入会費 1 名につき 1,000 円を同時に振り込むこと。

福岡銀行戸畑支店 店番 4 1 7 口座番号 2 1 4 8 5 3 1

全日本学生自動車連盟 九州支部

期日：平成 27 年 9 月 29 日(火)

第5条：競技クラス区分

第1項：団体の部

参加車両：SC 車両又は B 車両

ただし、B 車両で団体戦に参加する場合は、SC 車両で参加することができない理由を団体戦に関する嘆願書にて明示すること。
この場合、代表選手各々が別々の車両で参加しても、3人で1台を共有して乗っても構わない。

参加者：団体（1チーム3人）

参加要件：参加者は2012年4月1日以降に入学した学部生で、有効な当該年度JAF競技運転者許可証国内B級以上を所持する者のみとする。
また、同一大学が複数のチームをエントリーすることは可能だが、その場合表彰対象となり得るのは上位の1チームのみとする。

第2項：個人の部

参加車両：B 車両（ただし、オープン、シニアクラスのみ SC 車両も認める）

クラス区分：B1 クラス（学部生 2 輪駆動車 1586cc 以下）

B2 クラス（学部生 2 輪駆動車 1586cc を超えるもの）

M2 クラス（大学院生 2 輪駆動車）

4WD クラス（学部生・大学院生 4 輪駆動車）

オープンクラス（初心者、各大学自動車部 OB 等 駆動区分なし）

シニアクラス（学生以外の希望者 駆動区分なし）

在学5年以上の学部生が2輪駆動車で個人の部に参加する場合は、M2クラスへの参加とする。学生以外の者は、希望すればシニアクラスで参加できる。

第6条：参加人員について

第1項：参加資格及び人員

1. 本競技会の参加者は、本連盟登録部員であること。ただしオープンクラス、シニアクラスは除く。
2. 競技会開催日において免許取得後、6ヶ月以上経過していること。ただしオープンクラス、シニアクラスは除く。
3. 競技会開催日からさかのぼって1年以内に、刑事事件及び1万円以上の罰金（反則金を含まず）、もしくは1日以上の免許停止処分を受けた交通違反（事故を含む）を犯していないこと。
4. 団体の部において、やむをえない理由で代理の選手が出走する場合は、主催者にその旨を申告し、書類を提出すること。ただし、変更可能な人数は1チームにつき1名に限り、出走順の変更は認めない。また、選手変更は団体の部の

み可能であり、個人の部では認められない。

5. 競技運転者は、スポーツ傷害保険に加入していなければならない。
なお、全日本学生自動車連盟は JMRC 九州共済会を推奨する。競技会当日に JMRC 九州共済会（特別会員）への入会を希望する者については、入会金（¥1,000 円）を参加料と同時に振り込むこと。

第2項：参加者の遵守事項

1. 参加者は本規則第1条第1項に示すすべての規則、及び競技運営上のあらゆる規定競技役員への指示に従うものとする。
2. すべての参加者は常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動し言動を慎むものとする。
3. 競技中又は競技に関する業務に就いているときは、薬品などによって精神状態を繕ったり、飲酒したりしてはならない。

第3項：参加制限

1. 同一運転者は1つのクラスにしか参加できない。
2. 同一車両による複数人によるエントリーを認める。
3. 団体戦のダブルエントリーも認められるが、全日本学生大会ではダブルエントリーは認められない。

第4項：安全装備

参加者には以下の安全装備の着用を義務付ける。なお、以下の装備は公式車両検査で確認を行う。

1. ヘルメット

JIS 規格または SNELL 規格に適合していること。

製造後 10 年以内のものとする。

2. 服装

レーシングスーツを推奨する。

用意できない場合に限り、つなぎもしくは長袖長ズボンを着用すること。

3. グローブ

レーシンググローブ等肌が露出しないものを着用すること。

ただし、軍手等は禁止とする。

4. 靴

レーシングシューズを推奨する。サンダル等の着用は認めない。

第7条：参加車両について

第1項：参加車両

1. 全ての参加車両は JAF 国内競技車両規則に従うこと。
2. クラス毎の車両区分に関しては以下を参照し、内容に従うこと。
 - ・団体の部
当該年度の JAF 国内競技車両規則第3編スピード車両規定のスピード SC 車両規定。
ただし、SC 車両を準備できない場合に限り、当該年度の JAF 国内競技車両規則の第3編スピード車両規定のスピード B 車両規定。
 - ・個人の部
当該年度の JAF 国内競技車両規則の第3編スピード車両規定のスピード B 車両規定。
ただし、オープンクラス、シニアクラスに限り、JAF 国内競技車両規則の第3編スピード車両規定のスピード SC 車両規定を満たす車両の出場も認める。
3. 以下に適合するロールバーを装着すること。
 - ・B 車両
オープンカーで参加する場合のみ、4点式以上のスチール材のロールバーの装着を必須とする。それ以外の車両においては、装着を推奨する。
なお、ロールバーの装着に際しては、JAF 国内競技車両規則の第3編スピード車両規定の、スピード SA 車両規定 第1条 安全規定 1.4)ロールバーの内容にしたがうこと。
 - ・SC 車両
すべての車両に6点式ロールバーに斜交バーを追加した、7点式以上のロールバーの装着を必須とする。
5. 団体戦に出場する車両の気筒容積は、改造による変更の有無にかかわらず 2500cc 以下とし、駆動方式は2輪駆動のみとする。
6. SC 車両含むすべての参加車両は、必ず排気系等に触媒装置を取り付けること。
7. 参加車両名には必ず大学名と車種名を含むこと。

第2項：車両安全規定

車両の改造に関しては、当該年度の JAF 国内競技車両規則の第3編スピード車両規定に従うものとするが、特に安全のため以下のことを守ること。

1. すべての車両は前後にけん引装置を備えること。新たに取り付ける場合は当該年度の JAF 国内競技車両規則の第3編スピード車両規定に従うこと。
またその装着位置を、けん引装置と同じ色の矢印で示すこと。
2. スピード SC 車両は市販されているサーキットブレーカー（主電源回路

開閉装置、いわゆるキルスイッチ)を装着すること。取り付けに関しては、当該年度の JAF 国内競技車両規則の第 3 編スピード車両規定のスピード SC 車両規定にしたがうこと。

3. B 車両は既設の 3 点式シートベルトを変更せずに装備すること。また、SC 車両および B 車両に追加装備する場合には、JAF 国内競技車両規則のシートベルトに関する規定に適合した、4 点式以上のシートベルトを装着すること。その際、肩ベルト後部が Y 字型となり、1 つにまとまっているものの使用は禁止する。
4. 各ライト部位をビニールテープで米印に飛散防止をすること。その際、テープの末端が必ずボディの一部に掛かっていること。
5. オイルフィルターキャップ、ラジエターキャップ、パワステフルード、ブレーキフルード、クラッチフルードの蓋、バッテリー端子にそれぞれテーピングを行うこと。
6. 競技走行中に飛散の恐れのある車室内外のアクセサリは取り外すこと。

第 3 項：団体の部参加車両の永久ゼッケンについて

ゼッケンおよび大学名を以下の規定に従って表記しなければならない。

ただし、B 車両で参加する場合は以下の規定は強制ではない。

1. 永久ゼッケンは、車体両側、ボンネット上面、後部ナンバープレート装着位置の 4 ヶ所とし、大学名は競技車両の両側面の 2 ヶ所とする。
2. 永久ゼッケンの形状および大きさは、明瞭に識別できることを条件とする。一文字の大きさは、ボンネット上面および車体側面は、縦 20 cm 横 13 cm 程度以上、後部ナンバープレート装着位置は、縦 10 cm 横 7 cm 程度以上が望ましい。字体は少なくとも一般的に判読可能なもの、色は表記する車体部分の色に対し容易に識別可能なものとする。なお、後部ナンバープレート装着位置に代替のプレートを装着する場合は、突起物とならないように注意すること。
3. ゼッケンおよび大学名は競技走行中に脱落または剥がれ落ちるようなことがないようにすること。

第 4 項：競技番号・指定ステッカーについて

1. 競技番号（ゼッケン）はオーガナイザーが指定し、競技会当日受付時に支給する。
2. 競技番号は、車両検査までに、車両左右側面の外部から視認できる部分に剥がれないよう確実に張付しなければならない。
3. 大会スポンサーがある場合、オーガナイザーはスポンサーステッカーを交付

する場合がある。そのステッカーは、車両の指定された部位に車両検査までに参加者の責任のもとで張付しなければならない。

第8条：受付

すべての本競技会参加者は、当日の朝、参加受付をしなければならない。その際に以下の物を持参すること。なお、受付は大学ごとにまとめて行うこと。

1. 自動車運転免許証
2. JAF 国内競技運転者許可証（団体の部参加者）
3. 学生証（オープンクラス、シニアクラス除く）
4. スポーツ傷害保険の証書（当日、JMRC 九州共済会への入会を希望する者は、『JMRC 共済会（特別会員）入会申込書』の下半分。上半分は申込時に送付すること。）

なお、開催日の受付時間に遅刻した参加者は、出走を認めない場合がある。その際、参加料は返還しない。

第9条：車両検査

第1項：公式車両検査

1. 参加車両は公式車両検査を受けなければならない。
その際に、ヘルメット、スーツ、グローブ等装備類の点検も行う。
2. 公式車両検査前であれば、使用する車両を変更することが出来る。この場合は、主催者にその旨を申告し、書類を提出すること。
3. 技術委員長は、公式車両検査において安全ではない、または不適當であると判断した車両の個所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後、再度車両検査を受けて合格しなければならない。
4. 参加者は、技術委員長の求めがあれば、各自の参加車両が車両規定に適合している旨を、車両の諸元表カタログなどを提示し、証明しなければならない。
5. 公式車両検査から正式結果発表までの間を車両保管とし、技術委員長の許可無くパドック外への車両持ち出し、積載車両への搭載、各部の変更、改造などを行うことを禁止する。これに違反した場合は失格とする。
6. 技術委員長は、必要に応じ、随時競技車両の検査をすることがある。
7. 車両検査を受けていない場合、及び結果が不適當と判断された場合は出走を認めない。

第2項：作業届け

公式車両検査終了後の参加車両に何らかの変更交換作業を行う場合、事前の技術委員長への届け出及び承認を必要とする。ただし、タイヤやプラグ、V ベルト交換などの軽微な作業に関しては届け出を不要とするが、事前に申

請されていないタイヤを装着する際には、その旨届け出を必要とする。

第3項：再車検

競技終了後、車両の分解検査などの再車検を行う場合がある。技術委員長が再車検を行う場合は、参加者もしくは代理人が責任を持って車両の分解・組み立てを行うものとする。再車検に応じない場合、および検査の結果が不合格の場合は失格とする。

第10条：一般安全規定

1. 競技中は運転席側の窓及びサンルーフを全閉すること。
2. 競技中は公式車両検査に合格した装備品を適切に着用すること。
3. 会場内での空吹き・急発進・ブレーキテスト・暴走行為を厳禁とする。
4. ジャッキアップを行い作業する場合は、エンジンを停止させた状態で、リジットジャッキ（通称ウマ）を必ず併用すること。また、車両下部で作業を行う場合は、車が左右に傾きのない状態とすること。なお、車両をジャッキのみで支持している状態で車両を放置することや、エンジンを始動させることを禁じる。
5. 大会期間中の会場敷地内での喫煙は、指定の喫煙所以外は一切認めない。

第11条：競技方法・計時及び罰則・失格規定

1. スタートは1台ずつ、原則としてゼッケン順とし、競技委員の誘導によりスタートラインに対し車体を垂直にし、前端をラインに合わせてスタートの合図を待つこと。
2. スタート合図はフラッグが下から上に振り上げられた瞬間とする。
3. スタートはランニングスタートとし、自動計測器を設置したコントロールラインよりタイム計測を開始する。タイム計測は自動計測器により1/100秒まで計測するが、自動計測器のバックアップとして、ストップウォッチによる手動計測を用いる場合がある。
4. ゴールライン通過と同時にチェッカーフラッグが振られ、計測は終了する。
5. スタート合図前にスタートラインを通過した場合、走行タイムに5秒加算する。
6. パイロンの接触・移動又は転倒が判断された場合、1回につき5秒を加算する。
7. 脱輪が判断された場合、1輪1回につき5秒を加算する。
8. 4輪が同時に脱輪した場合（コースアウト）は当該ヒートを無効とする。
9. 走行中に他の援助を得た場合は当該ヒートを無効とする。
10. ミスコース・コースのショートカットと判断された場合、当該ヒートを無効とする。但し、ミスコース・ショートカットなどに気付き、直ちに正しいコースに復帰した場合は除く。
11. スタート合図後10秒以内にスタートしない場合、当該ヒートを無効とする。
12. スタート後3分以内に競技を終了しない場合、当該ヒートを無効とする。

13. 競技中にボンネット等が開いた場合、失格とすることがある。
14. 第1ヒートの出走が著しく危険と判断された車両は、第2ヒートの出走を認めない場合がある。この判断に対する抗議は受け付けない。
15. 競技委員の指示に従わない場合は失格とする。
16. 前走車のトラブルでコースが危険な状況となった場合等に、走行中の車両に対し赤旗を掲示することがある。この場合、すみやかに停止し、競技委員の指示に従うこと。なお、赤旗の原因が自身の場合をのぞいて、原則として再出走を認める。
17. 不正行為をした場合は失格とする。
18. コースアウトなどで他人及び施設に重大な損害を与えた場合は失格とする。
19. いかなる理由であっても、出走を認められなかったり失格になったりした参加者に対しては、参加料の返還は行わない。

第12条：信号旗の意味

競技中、競技委員は以下の信号旗を掲示することがある。それぞれの意味を以下に記す。

- ・黄旗 ペナルティ（パイロンタッチ、脱輪等）あり。
- ・赤旗 危険あり、直ちに停止せよ。
- ・黒旗 ミスコース。
- ・緑旗 コースクリア。

これらを見逃したと判断された場合、失格とする場合がある。

第13条：順位の設定

1. 原則として2ヒートで行い、そのうち良好なタイムを採用する。
2. 団体の部は各選手の良好なタイムを合計したものとする。
3. 同一タイムの場合、以下の順に決定をする。
 - 1 セカンドタイムの良い方
 - 2 排気量の小さいほう
 - 3 ベストタイムを先に記録したほう
 - 4 大会審査委員会の決定による
4. 団体の部に同一大学から複数のチームでエントリーした場合は、最も上位のチームのみ表彰対象とし、それ以外の同大学のチームは表彰せず、他大学の順位を繰り上げる。

第14条：損害の補償

1. 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品などの損傷・盗難・紛失などの損害、及び会場の施設器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を持って負わなければならない。
2. 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストは、JAF及びオーガナイザーの大会役

員・競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。即ち、大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会役員・競技役員の死亡・負傷・車両の損害に対して、一切の損害補償責任を負わないものとする。

第 15 条：抗議及び抗議の時間制限

1. 参加者は本特別規則に規定する以外で不当に処遇されていると判断したときは、抗議の時間制限内で抗議する権利を有する。但し競技役員の判定・使用コース・計時に関する抗議は認めない。抗議を行う際は必ず文書により理由を明記し、抗議料 20,900 円を添えて競技長に提出すること。
2. 参加車両に関する抗議は、抗議対象とする個所を明確に文書に記載しなければならない。抗議によって必要とされる車両分解費用などは、抗議が否決された場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。
3. 抗議の裁定は大会審査委員会が行い、裁定結果は口頭により抗議提出者のみに伝えられる。裁定結果に基づき、抗議料は、抗議が認められた場合及び審査委員会が返還を定めた場合のみ返還される。
4. 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出されなければならない。
5. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 15 分以内に提出されなければならない。
6. 競技中の過失又は反則に関する抗議は、参加者がゴール後 15 分以内に提出されなければならない。

第 16 条：競技会の延期・中止・短縮

1. 保安上又は不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、大会審査委員会の決定により、競技会の延期・中止及びコースの短縮・競技回数の変更を行うことができる。
2. 競技中止の場合、参加料は全額返還される。延期の場合の参加料は当該競技会が延期される開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合、参加料は返還される。
3. 競技会短縮の場合は、クラスごとに順位の判定ができる限り、当該クラスの競技が成立したものとする。